
■定期購入にご注意

1 回限りのお試し価格と思って健康食品やダイエット食品、サプリメントなどを申し込んでみると、実は定期的に購入する契約をしていたという相談が増加しています。

【事例】スマートフォンを使用していると、「今だけ100円」「必ず痩せる」といった広告を見かけた。気になったので広告内容を表示し、1セット100円で購入できるならと思い申し込んだ。しばらくすると商品が届いたが、あまり効果が感じられなかったので再度購入するつもりはなかった。しかし、1カ月後にまとめて5セット届いた上に5万円の請求書が届いたため、驚いて業者に連絡すると、「6セットのうち最初の1セットのみが100円で、残りは1セット1万円だ。6セットの購入契約となっている」と言われた。注文時の確認メールはもう削除していて、覚えていない。支払わなくてはならないか。

【アドバイス】自ら申し込んだ通信販売の場合、クーリング・オフは適用されないため、業者の規約に沿った対応が求められます。購入契約をするときは、必ず金額や購入条件についてよく確認するようにしましょう。購入条件が明示されていたなら、1セットだけだと思い込んで購入したことを理由に解約を求めることは困難です。ただし、購入条件が契約時に明記されていなかったり、分かりにくかった場合、まずは業者に交渉を申し出ることによって解約につながることもあります。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、

下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）